

野洲市余熱利用施設整備運営事業

実施方針

<概要版>

平成 29 年 8 月

野洲市

野洲市（以下「本市」という。）が現在検討を進めている「（仮称）野洲市余熱利用施設」の整備、運営に関する事業を「野洲市余熱利用施設整備運営事業」とし、この事業に係る実施方針を以下に定める。

I 事業内容

1. 事業名

野洲市余熱利用施設整備運営事業（以下、「本事業」という。）

2. 事業目的

本市では、環境負荷の少ないエネルギー利用を推進し、かつ、適正なごみ処理を確保することによって、循環型社会の実現を目指している。

新野洲クリーンセンターの整備に伴い、熱回収施設でごみ焼却に伴い発生する熱エネルギー（回収率 12.59%・熱量 2.2GJ/h）を有効活用し還元するため、余熱を温水等として利用する余熱利用施設の整備を検討している。この施設は、市民の健康の保持・増進と交流を図り、また、広く利用対象者を求めることで地域活性化機能も取り入れ、周辺の里山等も含めた地域資源を活用した施設として整備するものである。

3. 事業概要

本事業は、「（仮称）野洲市余熱利用施設」を整備するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）を適用することにより効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目指し、「野洲市余熱利用施設整備基本計画」（平成 29 年 3 月策定）を踏まえた整備内容とするものである。

4. 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

(1) 名称

（仮称）野洲市余熱利用施設（「以下、「本施設」という。」）

(2) 種類

名称	施設区分		機能
（仮称） 野洲市余熱利用施設	本施設	必須施設	温水プール 温浴施設 特産物販売施設
		提案施設 （設置を義務付ける ものではない）	必須施設との連携・相乗効果が見込める施設

5. 施設要件

・基本的な考え方

本施設の基本的な諸室構成については、以下のものが想定される。なお、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書に提示する。

区分	諸室等
温水プール	25m プール（8コース以上を基本とする）、子ども用プール、プールサイド、採暖室、器具庫、更衣室、救護室、監視室、談話室、観覧スペース
温浴施設	浴室、更衣室
特産物販売施設	農産物等小売・物販施設、倉庫等
提案施設	トレーニングジム、スタジオ、カフェ等の飲食店、売店、キッズランド等

※別途、管理諸室、共用部、外構等を含む。

6. 事業期間等

事業契約締結	平成 30 年 6 月
事業期間	事業契約締結日～平成 54 年 3 月末日
設計・建設期間	事業契約締結日～平成 32 年 2 月末日 ※既存野洲市体育センター解体撤去：平成 31 年 4 月以降
開業準備期間	本施設引渡し日～平成 32 年 3 月 31 日（概ね 1 ヶ月程度）
維持管理期間	本施設引渡し日～平成 54 年 3 月末日
運営開始日	平成 32 年 4 月中
運営期間	運営開始日～平成 54 年 3 月末日

Ⅱ 事業者の収入・使用料の負担

1 本市からのサービスの対価

本市は、本施設の引き渡し後、本施設の設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価について、事業契約書に定める額を、事業者に対し、事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

また、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価について、事業者の提案金額を基に決定した金額（利用料収入によって賄えない部分）で、事業契約書に定める額を、事業者に対し、事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

2 本施設利用者から得る収入

本施設において、実施する業務に係る売上等は、事業者の収入とすることができる。

また、本市は、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金（以下「利用料」という。）を収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は、公の施設の利用者からの利用料を収入とすることができる。

(1) 利用料収入

事業者は、本施設について、事業者が本市の承認を受けて定める額の利用料を徴収し、収入とすることができる。

(2) 自主事業（各種教室等）に係る収入

事業者は、本施設を利用して実施する自主事業（各種教室等）を、独立採算事業として、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができる。

(3) 自主事業（物品等の販売）に係る収入

事業者は、物品等の販売による売上げを収入とすることができる。

3 建物及び土地の使用料の負担

本市は、事業者から本施設に係る建物及び土地の使用料は徴収しないものとする。

4 光熱水費の負担

事業者は、本施設の維持管理・運営に必要な範囲において、クリーンセンターから供給される余熱を無償で 사용할 ことができる。また、本施設の維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費は、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価に含め、本市が事業期間終了時までの間、定期的に支払う。なお、当該光熱水費は、業務の効率化や省エネ技術の導入等により削減されることを前提に提案されるものとする。

Ⅲ 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定スケジュール

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による一般競争入札により行うものとする。現時点において計画する事業者の募集及び選定のスケジュールは、概ね以下のとおりである。

日 程	内 容
平成 29 年 10 月上旬	入札公告、入札説明書、要求水準書等の公表
平成 29 年 10 月上旬	入札説明書等に関する説明会の開催
平成 29 年 10 月中旬	入札説明書等に関する個別対話
平成 29 年 10 月下旬	入札説明書等に関する第 1 回質問受付締切
平成 29 年 11 月中旬	入札説明書等に関する第 1 回質問・回答の公表
平成 29 年 11 月下旬	入札説明書等に関する第 2 回質問受付締切
平成 29 年 12 月中旬	入札説明書等に関する第 2 回質問・回答の公表
平成 29 年 12 月下旬	参加表明書、資格審査書類の受付締切
平成 30 年 2 月上旬	入札及び提案に係る書類の受付締切
平成 30 年 3 月下旬	落札者の決定及び公表
平成 30 年 4 月下旬	基本協定の締結
平成 30 年 5 月中旬	仮事業契約の締結
平成 30 年 6 月下旬	市議会の議決

2. 事業者の審査及び選定

事業者の審査及び選定については、以下の落札者決定基準等に従い、行うこととする。

(1) 委員会の設置

本市は、事業者の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「野洲市余熱利用施設整備PFI事業の事業者選定委員会」を設置する。

委員は、以下のメンバーとする。

氏名	所属
新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授
白井 宏昌	滋賀県立大学 環境科学部環境建築デザイン科 准教授
山本 久子	滋賀弁護士会副会長
山本 博一	野洲市体育協会会長
玉本 邦雄	野洲市自治連合会会長
寺田 実好	野洲市政策調整部長
遠藤 由隆	野洲市環境経済部長

(敬称略)

(2) 落札者決定基準

資格審査を通過した入札参加グループを対象に、事業提案において要求水準書に規定する条件を満たすことが出来ない者は失格と判定する。

審査では、以下の項目について審査し、総合的に評価する（上記の審査に関わる具体的な落札者決定基準については、入札説明書等において示す）。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運營業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

IV 事業者が実施する業務の範囲

事業者が実施する業務
本施設 ア 設計業務 ① 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査等） ② 設計業務 ③ 本事業に伴う各種申請等の業務 ④ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務 イ 建設・工事監理業務 ① 建設業務（余熱利用設備及び余熱利用管設置工事等含む） ② 既存野洲市体育センター解体・撤去業務 ③ 什器・備品等の調達及び設置業務 ④ 工事監理業務 ⑤ 近隣対応・対策業務 ⑥ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務 ウ 維持管理業務 ① 建築物保守管理業務 ② 建築設備保守管理業務 ③ 什器・備品等保守管理業務 ④ 外構等維持管理業務 ⑤ 環境衛生・清掃業務 ⑥ 警備保安業務 ⑦ 修繕業務（年間一定額の範囲での経常修繕）（※） ⑧ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務 ※ 建築物、建築設備に係る大規模修繕は、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成５年版）の記述に準ずる。）。 エ 運営業務 ① 温水プール運営業務 ② 温浴施設運営業務 ③ 特産物販売施設運営業務 ④ 提案施設運営業務 ⑤ 総合管理業務 ⑥ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

【リスク分担】

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
1	入札関連書類	入札説明書等の入札関連書類の誤り・変更	●	
2	応募費用	応募費用に関するもの		●
3	契約締結	本市事由による契約締結の遅延、締結不能	●	
4		事業者事由による契約締結の遅延、締結不能		●
5	議会・行政	PFI 契約に関する議会承認が得られない場合、本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●	
6	税制度	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●
7		上記以外のもの(消費税の変更を含む)	●	
8	法制度	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等 (許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む)	●	
9		上記以外のもの		●
10	許認可 ※制度変更は法 制度リスクに含む。	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		●
11		上記のうち、本市が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの	●	
12		本市が取得すべき許認可の取得遅延・失効	●	
13		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
14	公的支援制度 ※制度廃止や条 件変更等は法制 度リスクに含む	本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
15		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
16	住民対応	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
17		事業者が実施する業務に起因するもの		●
18	環境問題	調査、設計、建設、維持管理・運営における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関する対応		●
19	第三者賠償	事業者の事由による第三者への賠償		●
20		本市の事由による第三者への賠償	●	
21		上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償	●	▲
22	不可抗力	天災、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設・維持管理・運営に係る費用の増加その他の損害	●	▲
23	金利変動	設計・建設期間(基準金利の設定時点まで)の金利変動		●
24		維持管理・運営期間中の金利変動 ※一定周期で基準金利の見直しを予定	●	●
25	物価変動	運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加	▲	●
26		維持管理・運営期間中の急激な物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減	●	▲
27	要求水準	事業者の実施する設計、建設、維持管理、運營業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		●
28		上記以外のもの	●	

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				本市	事業者
29	共通	インフラ供給	事業者の事由によるもの		●
30			本市の事由によるもの（本市が供給元の場合を含む）	●	
31			供給元等の第三者的な事由によるもの	●	
32		債務不履行	本市の債務不履行による事業中断・中止	●	
33			事業者の債務不履行による事業中断・中止		●
34		事業の中断	本市の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●	
35			事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害		●
36			法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	●	●
37	設計・建設段階	測量・調査	本市が実施した測量・調査に関するもの	●	
38			事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
39		設計	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●	
40			事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		●
41		地下埋設物	予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●	
42		土地の瑕疵	調査資料等で予見できることに関するもの		●
43			土地の瑕疵（土壌汚染等）に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●	
44		工事費用増大	提示条件の誤りや本市の追加指示、本市の事由による工事費の増大	●	
45			事業者の見積もりの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の増大		●
46		工期遅延	本市の事由による工期の遅延	●	
47			事業者（下請業者を含む）の事由による工期の遅延		●
48		計画変更	施設完成前に市が発案した軽微な変更		●
49			施設完成後に市が発案したレイアウト等の変更・改修	●	
50		引渡前施設損害	本市の事由による施設の損害	●	
51			事業者の事由による施設の損害		●
52			上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
53		工事監理	工事監理の不備によるもの		●
54		一般的損害	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●
55		引渡し手続き	施設の引渡しの手続きに伴う諸費用に関するもの		●

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				本市	事業者
56	維持管理・運営段階	維持管理・運営費用 上昇	本市の指示による維持管理・運營業務の変更等に起因する維持管理・運営費の増大	●	
57			事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理・運営費用の上昇(物価変動は除く)		●
58		支払遅延	本市の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	●	
59		計画変更	本市の事由による事業実施条件の変更	●	
60			事業者の提案・要望による維持管理・運營業務の変更に関するもの		●
61		需要の変動	本施設の一般利用に係る利用者数の大幅な増減に関するもの		●
62			各種教室等、物品販売等に係る需要の大幅な変動に関するもの		●
63		運営中の事故リスク	一般利用による利用者の事故		●
64		エネルギー供給	新野洲市クリーンセンターの運転状況の変化によるエネルギー供給に関するもの	●	
65		施設損害	事業者の事由による施設の損害		●
66			本市の事由による施設の損害	●	
67			上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
68		施設瑕疵	建設の構造に補修を要する瑕疵が見つかった場合		●
69		施設譲渡	本市に施設・設備を譲渡する際に、各種サービスが継続可能な状態にするための費用		●
70	移管	事業の終了手続	事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等の事業者が実施すべき事業の終了手続きの不備による損害		●

●は主分担、▲は従分担を表す。